

# 青森県建設リサイクル推進行動計画の一部改正について

## 計画期間の設定


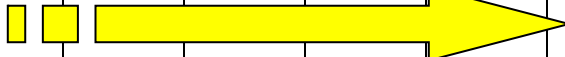



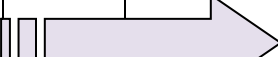

- ・ 令和2年度～令和6年度の5ヶ年を計画期間とし、次期改定については、建設副産物実態調査及び建設リサイクル推進計画2020（令和2年9月：国土交通省）の中間レビューを踏まえて、リサイクル実績の変更等を行う。

## 達成基準値の設定

- ・ 建設リサイクル推進計画2020で設定している東北地方の達成基準値との整合を図り、達成基準値を設定。

## 建設副産物実態調査の実施

- ・ 建設副産物実態調査は5年周期を基本とし、これまでH7、H12、H14、H17、H20、H24、H27、R01（H31）に実施。
- ・ 今後、簡易型建設副産物実態調査により、県発注工事のリサイクル実績をフォローアップ。

	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6 以降
国土交通省 (本省)	 建設リサイクル推進計画 2014（H26～H30）				 建設リサイクル推進計画2020（R02～） ※最大10年間を見通した計画 R7に中間レビューを実施				
国土交通省 (東北地整)	 東北地方における建設 リサイクル推進計画 (H28～H30)				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           これまで本省と地方整備局で分かれて いた計画を統廃合したため、今後東北 地方における建設リサイクル推進計画 は策定されない。         </div>				
青森県	 第3次循環型社会形成推進計画 (H28～R2)				 第4次循環型社会形成推進計画 (R3～R7)				
	 建設リサイクル推進行動計画 (H29～H30)				 建設リサイクル推進行動計画 (R2～R6)				

青森県建設リサイクル推進行動計画新旧対照表

章	章タイトル	現行条文	新条文	改定理由
1	建設リサイクル推進行動計画の趣旨	こうしたなかで、建設産業は大量に資源を利用する一方で、 <b>産業廃棄物</b> 最終処分量の <b>約半分近く</b> を占めており、このため総合的な県土マネジメントを通じて建設リサイクルを先導的かつ強力に推進することが極めて重要な課題となっている。	こうしたなかで、建設産業は大量に資源を利用する一方で、 <b>建設業から排出される産業廃棄物は、最終処分量の約3分の2</b> を占めており、このため総合的な県土マネジメントを通じて建設リサイクルを先導的かつ強力に推進することが極めて重要な課題となっている。	環境政策課が令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査（平成30年度対象）では、建設業由来の産業廃棄物の最終処分量は全体の64.0%となっていることから現行条文を修正した。
1	建設リサイクル推進行動計画の趣旨	本県の建設副産物対策（建設廃棄物及び建設発生土）の現状は、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊などについては、リサイクルが向上し一定の効果が得られているが、建設発生土などは依然として低迷している状況となっている。	本県の建設副産物対策（建設廃棄物及び建設発生土）の現状は、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊などについては、リサイクル <b>率</b> が向上し一定の効果が得られているが、建設発生土などは依然として低迷している状況となっている。	語句を一部修正した。
1	建設リサイクル推進行動計画の趣旨	本計画は、青森県の建設副産物の搬出等の実態をふまえたうえで、建設リサイクルに関する西暦 <b>2019年（平成31）</b> 年度の数値努力目標を設定するとともに、取り組むべき施策を示している。	本計画は、青森県の建設副産物の搬出等の実態をふまえたうえで、建設リサイクルに関する西暦 <b>2024年（令和6）</b> 年度の数値努力目標を設定するとともに、取り組むべき施策を示している。	本計画の目標年度を5ヶ年後に設定した。
1	建設リサイクル推進行動計画の趣旨	なお、全国の建設産業の建設リサイクル推進に向けた基本的考え方等をまとめた「建設リサイクル推進計画 <b>2014</b> 」（平成 <b>26年9月</b> ：国土交通省）等をふまえて策定している。	なお、全国の建設産業の建設リサイクル推進に向けた基本的考え方等をまとめた「建設リサイクル推進計画 <b>2020～質を重視するリサイクルへ～</b> 」（令和 <b>2年9月</b> ：国土交通省）等をふまえて策定している。	最新の計画（建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～）に準拠した。
2	建設リサイクル推進行動計画の目標	本計画は、本県の <b>リサイクルと省資源・省エネルギー</b> を基調とした資源循環型社会システムの形成のため、建設廃棄物の最終処分量を減量化し、他現場における建設発生土を流用する等により、購入土の減量化を目指すものである。	本計画は、本県 <b>における</b> リサイクルと省資源・省エネルギーを基調とした資源循環型社会システムの形成のため、建設廃棄物の最終処分量を減量化し、他現場における建設発生土を流用する等により、購入土の減量化を目指すものである。	語句を一部修正した。
2	建設リサイクル推進行動計画の目標	建設リサイクルに関する数値目標は、本県における平成 <b>26年度</b> の実績値をふまえ、国土交通省で策定した「建設リサイクル推進計画 <b>2014</b> 」及び「 <b>東北地方における建設リサイクル推進計画2016</b> 」の <b>平成30年度</b> のリサイクル率目標値を参考に設定している。	建設リサイクルに関する数値目標は、本県における平成 <b>30年度</b> の実績値をふまえ、国土交通省で策定した「建設リサイクル推進計画 <b>2020～質を重視するリサイクルへ～</b> 」の <b>令和6年度</b> のリサイクル率 <b>達成基準値</b> を参考に設定している。	最新の計画（建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～）に準拠した。
2	建設リサイクル推進行動計画の目標		<b>これまでの計画において、建設廃棄物の再資源化率は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難になってきていることから、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」とする。</b>	最新の計画（建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～）に準拠し、「目標値」を「達成基準値」に変更した理由を追記した。
2	建設リサイクル推進行動計画の目標		<b>また、建設混合廃棄物については、適切に現場分別が進み、中間処理施設に持ち込まれる建設混合廃棄物の量が減っていくほど、混合廃棄物の中に占める中間処理施設での再資源化や縮減が難しい廃棄物の割合が増加し、最終処分場に持って行かざるを得ない建設混合廃棄物の割合が増加するため、再資源化・縮減率及び排出率の両方に達成基準を設定し、建設混合廃棄物のリサイクル状況を把握することは適切ではない。このため、本計画においては、建設混合廃棄物に係る達成基準値については、排出率のみとし、再資源化・縮減率については、参考値として注視する。</b>	最新の計画（建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～）に準拠し、建設混合廃棄物の達成基準値については、排出率のみとし、再資源化・縮減率については、参考値として注視することとした理由を追記した。

章	章タイトル	現行条文	新条文	改定理由																																																																		
2	建設リサイクル推進行動計画の目標	<p>表 2-1 平成31年度のリサイクル率目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象品目</th> <th>実績値 H26年度</th> <th>目標値 H31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>96.4%</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト・コンクリート塊</td> <td rowspan="2">再資源化率</td> <td>99.0%</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>99.3%</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>92.9%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>43.4%</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設混合廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>28.0%</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>排出率</td> <td>0.6%</td> <td>3.5%以下</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>有効利用率</td> <td>59.9%</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：各品目の目標値の定義は、次のとおり。</p> <p>&lt;再資源化率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合</li> </ul> <p>&lt;再資源化・縮減率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合</li> </ul> <p>&lt;建設混合廃棄物排出率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合</li> </ul> <p>&lt;建設発生土有効利用率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合</li> </ul>	対象品目		実績値 H26年度	目標値 H31年度	建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4%	96%以上	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.0%	99%以上	99.3%	99%以上	建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9%	95%以上	建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4%	90%以上	建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0%	60%以上	排出率	0.6%	3.5%以下	建設発生土	有効利用率	59.9%	80%以上	<p>表 2-1 令和6年度のリサイクル率達成基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象品目</th> <th>実績値 H30年度</th> <th>達成基準値 R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>98.8%</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト・コンクリート塊</td> <td rowspan="2">再資源化率</td> <td>100.0%</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>99.9%</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>97.0%</td> <td>97%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>95.5%</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設混合廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率 (参考値)</td> <td>56.3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排出率</td> <td>0.5%</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>有効利用率</td> <td>73.1%</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：各品目の達成基準値の定義は、次のとおり。</p> <p>&lt;再資源化率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合</li> </ul> <p>&lt;再資源化・縮減率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合</li> </ul> <p>&lt;建設混合廃棄物排出率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合</li> </ul> <p>&lt;建設発生土有効利用率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合</li> </ul>	対象品目		実績値 H30年度	達成基準値 R6年度	建設廃棄物	再資源化・縮減率	98.8%	99%以上	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100.0%	99%以上	99.9%	99%以上	建設発生木材	再資源化・縮減率	97.0%	97%以上	建設汚泥	再資源化・縮減率	95.5%	90%以上	建設混合廃棄物	再資源化・縮減率 (参考値)	56.3%	—	排出率	0.5%	3.0%以下	建設発生土	有効利用率	73.1%	80%以上	<p>最新の計画（建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ）の東北地方の達成基準値と同様の達成基準値を設定した。</p>
対象品目		実績値 H26年度	目標値 H31年度																																																																			
建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4%	96%以上																																																																			
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.0%	99%以上																																																																			
		99.3%	99%以上																																																																			
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9%	95%以上																																																																			
建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4%	90%以上																																																																			
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0%	60%以上																																																																			
	排出率	0.6%	3.5%以下																																																																			
建設発生土	有効利用率	59.9%	80%以上																																																																			
対象品目		実績値 H30年度	達成基準値 R6年度																																																																			
建設廃棄物	再資源化・縮減率	98.8%	99%以上																																																																			
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100.0%	99%以上																																																																			
		99.9%	99%以上																																																																			
建設発生木材	再資源化・縮減率	97.0%	97%以上																																																																			
建設汚泥	再資源化・縮減率	95.5%	90%以上																																																																			
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率 (参考値)	56.3%	—																																																																			
	排出率	0.5%	3.0%以下																																																																			
建設発生土	有効利用率	73.1%	80%以上																																																																			

青森県建設リサイクル推進行動計画新旧対照表

章	章タイトル	現行条文	新条文	改定理由
3	建設リサイクル推進行動計画の基本方針 ③適正処理の推進	建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生木材は、再資源化施設が県内の全域では整備されていないため、その全量をリサイクルすることは困難となっている。	建設汚泥、建設混合廃棄物は、再資源化施設が県内の全域では整備されていないため、地域によってはその全量をリサイクルすることが困難となっている。	現況にあわせ修正する。
4	建設リサイクル推進行動計画の具体的方策 4-1 発注者としての責務の徹底 (2) 建設副産物再利用の情報交換	公共工事土量調査の実施により、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するための全国版「建設発生土の試行マッチング」に取り組み、建設発生土情報の共有化を図る。	公共工事土量調査の実施により、建設発生土の情報を建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに土量データを掲載し、情報の共有化を図る。	現況にあわせ修正する。
4	建設リサイクル推進行動計画の具体的方策 4-1 発注者としての責務の徹底 (5) 建設副産物の適正処理の徹底	仕様書等で受入（処理）場所、時間、距離等の明示	仕様書等で工事現場から受入（処理）場所への距離等の明示	現在の明示方法にあわせ修正する。
4	建設リサイクル推進行動計画の具体的方策 4-1 発注者としての責務の徹底 (6) 建設廃棄物の適正処理の確認	不法投棄を防止する観点から、マニフェスト（廃棄物処理法第12条の3）による確認を徹底する。	不法投棄を防止する観点から、マニフェスト（廃棄物処理法第12条の3）により建設廃棄物の適正処理の確認を徹底する。	説明を追加する。
	建設リサイクル推進行動計画の具体的方策 4-2 受注者への指導 (3) 工事段階における実施事項	処理方法の徹底 ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分について、それぞれの許可業者と委託契約（書面）を行ったうえ、マニフェストによる確認を行い、5年間保管する。	適切な処理委託方法の徹底 ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分について、それぞれの許可業者と書面による委託契約を締結し、許可証の写しを添付した上で契約期間終了後5年間保存する。 ・マニフェストによる適正処理の確認を行い、交付日から5年間保存する。	説明を追加する。